

愛知川沿岸土地改良区ヒアリング調査及び現地視察

龍谷大学里山学研究センター・博士研究員

太田 真人

日 時：2017年9月15日（金）10：00～15：00

場 所：愛知川沿岸土地改良区事務所（滋賀県東近江市春日町2番7号）

ご担当：重森篤様（専務理事）、阿野辰仁様（事務局長）、
安田宣夫様（事業管理課 課長補佐）、北川重幸様（事業管理課 管理担当）、
高須翔雅様（事業管理課）

参 加：牛尾センター長、田中研究員、秋山研究員、丸山研究員、鈴木研究員、
吉岡研究員、遊磨研究員、谷垣研究員、中川研究員、太田PD

2017年9月15日に秋山研究員の働きがけにより愛知川沿岸土地改良区様へのヒアリング調査が実施された。午前中はヒアリング調査、お昼休憩を挟み午後からは現地へと視察へ向かった。

①はじめに ご担当：重森専務理事様

愛知川沿岸土地改良区は用水管理がメインであり、永源寺ダムの管理は滋賀県が行っているがそこから得る水の分配などを行っている。昭和27年の事業が始まるまでは、7000haの土地には水が回っておらず残りの地域はポンプまたはその他の小河川の水に頼っていて非常に苦労していた。それを解消するために国政事業の灌漑配水事業によって全域に水が配水されるようにした。なぜ全域に水が行くようになったかという10箇所に井堰があり、細く長く交錯した形でその場所ごとに上流と下流の関係があった。そのため昔から下流の地域ではお酒を持って上流の集落へ挨拶に行く風習があった。また井堰周辺の方は大滝神社へお礼参りに行っておられた。よって土地改良区の仕事としてはこの長い歴史を持つ地域のつながりを7000ha全域に広げて、特に水田耕作に精を出していただくためのお手伝いをしている。また、里山学研究センターの仕事を知るために2015年度年次報告書を読み、東近江市の山口様の報告の中身に関心を持たれていた。その中でも耳が痛かったのは愛知川の魚が減少したという報告であり、愛知川を昔の形にしていきたいという思いは東近江市の市長の考えである。市長は土地改良区の理事でもあるので水利権の基本的な考え方は変わることは無いにしても、どのように土地改良区の運用と河の流況を少しでも改善する方策があるか考えていきたい。

最後に秋山先生から7000haの水管理がうまくいく要因を列挙していただいた。水番が存在して細目に巡回施設機器の操作を行うと水管理はうまくいく。今年、2つの水管理の方針転換があった。一つはダムを有効活用していく。今までは管理目標水位を70%に規定しておりそれ

を下回ると節水という形をとり、余力を残して灌漑期を終えようとしていたが、全国の農業用水ダムの実態を調査した結果、30%程度に規定をしているという意見もあったので今年は50%で管理を行い、ダムの有効活用を行った。今年は5月6月7月と非常に渇水状態であった。それでも最低水位は16.2%で台風を迎えることとなった。したがって、ダムをもっとこれから有効に使っていきたいと思うと同時に地域のご理解をどういただくのかということが秋山先生の提言でもありますので、出来る限り今後は水利組合や集落の中で水番を置いていただくようにして、節水ではなく用水の合理的な利用をしていくことが、結果的に地域が一つになり人と人とのつながりや水と水とのつながりができるのではないかと考えた。

②愛知川の概要 ご担当：阿野事務局長様

7月から8月にかけて清水先生が来られた際に井堰について説明させていただいた。また地元の方も紹介してもらい、同行はしていないが詳しい話を聞かれたのではないかなと思っている。

愛知川の関係市町は東近江市、近江八幡市、愛荘町、豊郷町となっている。受益面積（水田）は約7000haであり滋賀県の水田面積の約14%を占めている穀倉地帯である。永源寺ダムに雨が降って貯まる流域131.5km²であり受益面積に対して約倍ほどの面積がある。受益面積は東近江市が78%を占め、愛荘町が18.5%、豊郷町と近江八幡市が2%未満という状況である。事業が始まる前は10箇井堰で川沿いの2000haが受益されていた。下流に行くほど水は取れなくなり、また少し干ばつすると天井川であるため水は全て伏流してしまう。また、ひとたび雨が降れば、井堰の水で水害になるなど昔から水には苦勞していた。昭和27年に農林省愛知川農業水利事業が立ち上がった。そこから20年後、ダムが完成した。ダムの建設に伴い213戸が水没するという事となった。ダムの完成と同時に国営で作った水路、関連事業の県営が作った水路、団体営で愛知川沿岸土地改良区が作った水路が出来上がった。計画当初の水源はダム一本で行こうと考えられていたが、第一回目の変更で愛知川の頭首工（県営）を造り水の見直しがされた。1億5400万トンの水を利用している。また土地改良区の組織について組合員は約1万人、総代会205名を設けて運営をしている。理事会については全部で30名おり、その中には4市町の組長も参加してもらい運営している。また理事の中から専門的な委員会を設けている。永源寺ダムについては、通常は農林水産省が造成するとその土地改良区が管理をするというのが一般的だが、非常に急激な水位変動が起きたり、破断ゲートにより放水調整をするなど高度な管理が必要であるため改良区ではなく滋賀県が管理をしている。しかし、滋賀県は平日だけの勤務のため土日と夜間については当改良区から職員が出向き管理をしている。

③湖東平野事業について ご担当：安田事業管理課課長補佐様

東近江市の職員であり、この4月から出向で土地改良区にお世話になっている。そのため東近江市の山口様とはもともとは同じ職場であり、年次報告書をお願いがてらお話も伺っていた。

湖東平野地区における事業の必要性として、地域の農業生産性の向上及び農場経営の安定に大きく寄与している。近年、兼業農家が増えているためどうしても土日に偏った水の供給が必要となり用水の不足というものと、用水路や施設の老朽化というものが課題となっている。それらの対応が必要といったところで本地域の課題解決に向けて関係機関一丸となって平成22年度から国営の土地改良事業を調査で湖東平野地区の実施をしている。湖東平野の課題として5

点あげられる。一つが農業用水の確保であり、近年の少雨傾向により水が不足している。その解決策として永源寺ダム湖内の掘削工事やため池の活用、水の反復利用の推進、地下水の利用などを行っている。二つ目としてはニーズに応じた用水供給。地区内の用水需要が昼に集中しているため調整池を設置し夜のうちに水を貯め、昼間にそこから水を供給したり、水管理施設の整備などの対応を行っている。三つ目は用水路の保全であり、老朽化により用水路が濾水しているため、修繕などの対応をしていく。四つ目が水路下流への安定した送水である。どうしても用水路が長くなっていくと上流から水を取っていくため下流に水が十分に届かないということが起こっている。その対応として末端水路の改良として上流からバイパス水路をつなげ水を流すという対応を行っている。最後に管理費の軽減があり、地下水をくみ上げる揚水機を動かすための電気代が多く発生しているためできるだけ極力電気代を抑えるという方法を取っている。これらの課題について国営は永源寺ダム、地下水揚水機、調整池、用水路更新整備、水管理施設・分水工整備などを行っている。県営・団体営については、規模は少し小さくなるが同じように揚水機の設置や用水路の更新などを行っている。概ね今年度の国営の事業規模が8億円、県営が3億円、土地改良区が1.4億円となっている。今年度、土地改良区では揚水機の電力を補うために、調整池で水上のメガソーラー発電を計画している。恐らく滋賀県初であり、規模的には1.5kw発電するものである。この事業は5億かかっているので土地改良区の中ではメインとなる事業である。

④地域用水事業について ご担当：北川事業管理課管理担当様

集落の中を流れている農業用水には、生活用水、消流雪用水、防火用水、親水・景観保全、水質浄化、生態系保全といった様々な機能があり、これを農業用水の持つ「地域用水機能」という。当土地改良区の事業としては親水・景観保全機能が一番多く造っている。消流雪用水機能については、滋賀県では湖北土地改良区などで利用している。

東円堂親水水路工事での特徴としては近くに幼稚園があり園児の散歩コースともなっている。また子供たちにとっても憩いの場になっている。池では鯉を飼っており、生態系機能ではないが地域の方の手により地域用水を代表するような場所になっていると考えている。柳池親水公園工事は旧の中山道の横にあり、豊郷町役場と連携をして作った地区である。公衆用のトイレを設置、また団体営の水槽に地元の祭りの絵を描いている。一番大切なのはスクールバスの待ち合わせ場所になっているので、水を楽しみながら待つていただくというような非常に有意義な地域用水の現場になっているのかなと考えている。地域用水の事業は平成11年から開始し、毎年10地区ほど進めていき合計143地区。集落数でいうと65集落で行っている。自治会が中心となって守っていただいている。当土地改良区には約200集落あるので約3分の1の地域に地域用水の場所を造らせていただき協力をしていただいている。

永源寺ダムの貯水について。節水対策基準線として50%を基準とし、5月22日に節水を開始した。このときの節水は平日に二日だけ水を止め、週末に水を使ってもらうようにした。それでも水位が下がっていったため、6月5日に二日置き送水を行った。これは二日水を流し、二日水を止めるという節水方法である。それでも水位が下がったため6月19日、今年度最低水位16.2%となり、この日から四日置き送水を実施した。二日送水し、四日間水を止めるという非常に強度な節水をおこなった。7月17日から田んぼに水が必要になったため水位は低かったが二日置き送水に切り替えた。8月7日、台風5号により水位がかなり上昇し満水となった。今

年度は非常にダムの水を有意義に使わせてもらったのではないかと結果論ではあるが考えている。今後また、地元や関係市町含めダムの使い方を協議し、ダムの有効活用を考えていきたい。

⑤質疑応答（敬称略）

秋山：地域用水機能に関して今年度（平成29年度）も協議などを行っているのか。

北川：地域用水の事業は平成27年度に完了させていただいたので28年度からは協議等を行っていない。ただそれで終わりということではなく、地域用水の老朽化などが起こったときにできるだけ地域で修復してもらうためにもその材料費だけはごくわずかではあるが出させてもらっている。

秋山：協議会などをつくっているということなどはないのか。

北川：地域用水事業を行っていた27年度までは協議会を設けさせていただいていたが、終わったと同時に解散し、現在は存在せず、自治会とは管理協定だけを結んでいるという形である。

秋山：協定を結んでいる自治会は自治会長が代表となっているということで、管理も自治会に任せているという形である。すると自治会のカラーによって管理も変わってきているということはあるのか。

北川：自治会によってはやはり違いは出てきていると思う。熱心に管理してくださっている自治会もあれば、年に1回だけ草刈などをするだけというところも正直存在している。

秋山：それぞれ集落に水利総代などがいると思うが、用水路の管理は水利総代などが同じように行っているのか、自治会で別途やっているのか。これも自治会によって違っているのか。

北川：用水路に関してはダム総代がいるので総代を中心に行ってもらっている。また地域用水は基本的に自治会なり自治会長が主となっていると思うので、土地改良区は自治会長とは直接アポを取ったりしていないので地区によって違うと思うが、農業用水に関してはダム総代がしてくれている。

秋山：印象としてはそれぞれの集落でダム総代の方が地域用水に関わっているのかいないのか。

北川：一担当としての感じではダム総代の方が地域用水に関わっているということは多くないと思うのだが、地域によっても違うので正直わからない。

牛尾：ダム総代というのはどのような形でどのような組織なのか？もともと旧の10か所の井堰を中心として水利権と水利関係の組織が出来ていたと思うが、新しくダムができて見直すというときにダム総代か用水を管理する組織を作ったと思うのだが、それは旧の組織との関係はどうであったのか。また新たにダム総代をつくるということになると自治会や農地に関する委員会などと用水を管理する組織との関係はどのようなのか。またどのように選ばれてきて、どのように受け継がれていっているのか。

重森：総代というのは選挙で選ばれた農家の代表であり、総代の実権というのはダム用水についてのみであり地域用水などに対しては何も言う権利などは持っていない。実際に旧の水路やポンプの管理をしているのは旧の水利組合がしており、昔から継続して今なお管理をしている。地域用水の工事の契約というのはダム総代でも水利組合でもなく各自治会長とである。地域用水事業といっても10%は地元負担なので場合によっては100万円準備しなくてはいけないこともあるのですべて集落における実権をお持ちの自治会長と契約をしている。一番の問題は工事をするということではなく将来的に誰が維持管理をしていくのかということであ

る。地域用水事業をスタートする際に必ず自治会の中に委員会をつくらせてきた。その委員会には恐らくダムに関わる役員や各担当区の役員、その他の地域用水事業で恩恵を受ける方などが参加していたと思う。しかし、この委員会はあくまでも建設のためのものであり、今後の維持管理については記入されていなかったと思う。現実では維持管理については私たち土地改良区の理事長と自治会長と各市町長を立会人として維持管理計画を結んでいる。これは全地区そうようにしている。こちらとしては各市町長が立会人として入ってもらっているので十分指導してもらっていると思っているが現実はなかなかそうはいっていないので、各自治会長が地域用水にどれだけ関心を持っているかに大きく影響される。もう一つの問題として地域の組織の実態であるが自治会の役員は一般的に一年交代である。すると地域用水の管理などについてちゃんと思想が継承されていないということがあり、これらに関しては土地改良区が今後どのようにやっていくべきか課題である。

秋山：協定を結んだ自治会長から要望などが出ることなどは無いか。

重森：今のところない。一番心配しているのは、まだ要望が出てくると関心を持ってもらえている証拠であるが何も出てこないのが無関心からなどによるものだと困る。

秋山：自治会によっても違うと思うが地域用水を受けて、自治会長が自治会の皆さんにどれだけ説明などをしているのか。

重森：現実の話としては自治会としてあまり掌握されていないというのが実態であると思う。しかし、地域用水を起こす時にボランティア的な発想をお持ちの方などが見かねて少し補修したり、防災時の集合場所にするために炊き出し用の窯を設置してくださったりするところもある。そのような人たちに支えられていて、なかなか組織として機能していないというのが実態である。東円堂に関しては毎月1日付近の日曜日に自治会が号令を出し掃除などはしている。

牛尾：水の不足の問題について、主用には農地に必要なものがありそこから流れていった末端のものの水利用となるのか。それとも全く異なり直接地域用水に水がいつているのか。

重森：色々なケースがあると思うが東円堂はある意味末端の事例である。幹線支線からその先の圃場整備で作った水路の集落の入り口で地域用水をしている。

牛尾：10%の地元負担という話があったが、この契約はある種水利権の設定のような契約になるのか。

北川：維持管理契約書というものを結ばせてもらっているので維持管理の面だけである。

牛尾：水量や水質などに関する話は直接にはないのか。

重森：地域用水事業で土地改良区が当時、指導したのはソフトというよりハードの面を中心に計画を立て、維持管理の方法などは想定されていたと思う。その中でいわゆるシンプルな補助事業として処理はされた。ただその時の前提が補強契約を中心とするのではなくできる限り直営施行という思想も入れてほしいという指導はされたものと理解している。水利権などについては関与していないというか当然継承されるものと考えている。もともと地域用水事業については土地の買収というのは想定していないので、役場が持っていた土地を利用させてもらったりなど従来の権利は崩さないように物の整備をし、出来たものは地元の方へ引き継がせてもらうという形を取っている。物の形は変わったが昔の機能は変わっていないという考え方ではないかと思っている。

牛尾：かなり地域的な面では親水性や景観的に重要な意味を持つと思うが、市は関与していな

いのか。

北川：作る際に市など役場から補助はもらっているがそれ以上のことはない。先ほどの維持管理協定書には立会人として市町長から印をもらっているので全く関与しないということはない。

牛尾：水辺の問題などを整備する際に、例えば防火用水などを整備するとなると市の消防との関係など出てくるのではないかと思うのだが、直接地元と土地改良区との契約となっているということか。

重森：ハード面の契約はそのような形である。ただし、市町が全く枠外ということでもなく確か補助金そのものは市町経由であったと思うので、市町が文書処理はされて全て掌握されている。ただ、以降は集落の中で計画などされているので市町が関わるということは維持管理の立会人ということ以外ではないと考えている。

吉岡：この地域の農業生産の変化やそれに対する農業用水などへの需要の変化はどのようなあったか。森林も戦後、拡大造林によって林業生産を増やしていったが、それらが減少していくにしたがって森林の公益的機能というものが政策的に重視され、そこに財政資金が入っていったという変化の構造ある。

重森：需要は増加している。一番大きな理由として、全域で圃場整備をしたことにより用排水を分離となり、必要な用水は増えた。はじめの方にも申したように当初はダム一本でまかなえる計算であったが、実際にやってみたら全く水が足りない状態となった。よって現状は回復水や湧水などありとあらゆる水を利用している。営農形態の変化というものも多きく、水が必要となる営農へと変化していった。平成20年代から営農実態というものは変わってきた。

牛尾：土地改良区としてはダム用水のみの管理なのか用水全体なのか、どちらか。

重森：用水全体である。よって当土地改良区が一番大変なのは、ダムは県の支援を得て管理をしているが、実際管理しているのは4つの幹線水路への配分調整や500台近いポンプの運転管理や回復水のためのポンプの管理など実質地域全体の用水を管理していることになる。本来、幹線水路など関わったものだけの管理だけでよく、末端の水路などは圃場整備の際に造られたもので圃場整備には圃場整備の土地改良区が存在しているのだが、実際に水の話になると農家の方などは圃場整備の土地改良区ではなくこちらに電話をしてくる。よって現実的には当土地改良区が全域に近いエリアの管理をしている。

牛尾：湧水などになると地域性が重要となってくると思うが、地下水の水利権も管理していることになるのか、用水の管理から来る事実上の管理なのか。

重森：用水には水利権はかかっていないが、唯一あるのが条例で湧水のある一定の範囲については地下水をあげてはいけないという市町もあるが、基本的には他の使用に影響を及ぼさない範囲でポンプから水をあげることは規制はないと考えている。また、国営や県営が設置したポンプと先ほど話にも出た500台近い土地改良区のポンプは別である。認定ポンプという昔から農家の方が自分の力でうち込んだ揚水機を認定し、電気代を土地改良区が払うというルールを設置している。それは水が不足しているためにやむを得ない措置として行っている。今回の湖東平野事業が終わればそのような認定ポンプをどのように外していくか考えている。農家の人にとっては自分で管理するポンプから水を取った方がダムからの水を使うより楽である。しかし、そればかり利用されるとどんどん電気代が上がってしまうのでそのようなことが無いように節水時にはポンプの水も利用しないように指導している。よって冒頭にも申

した太陽光パネルで補おうとしている。

谷垣：地域用水増進事業というのは具体的にはいつから始まったのか。

北川：平成11年から27年までの間で行った。

谷垣：これはこの地域だけなのか滋賀県全体的に始まったのか。

北川：滋賀県全域で大体同じ時期に開始した。

谷垣：このような取り組みは滋賀県独自のもののなのか全国的なもののなのか。

北川：全国的なものである。

牛尾：ダムの貯水量の節水対策を50%に変更したということだが、基本的にはこれまでよりも節水基準を下げて水を出すようにしたということだと思うが、実際にやってみて反応ややっていけるという見込みなどはどのようなものか。

重森：初めは心配する声もあったが、方針変更して今年降水量が非常に例年よりも少なく、最低水位も16.2%であったことは、16.2%ですんだと考え今後十分にやっていけるのではないかという感触を持っている。しかし、もし水位も10%を切り水を送れなくなるという場合はポンプでまかなえるところはまかなってもらい水を送らない。ポンプが無いという地区が約3割あるのでそこだけの水は確保しようと考えており、本当に厳しい渇水時にはどれだけお金がかかってもオールポンプでやっていこうと考えている。

鈴木：ダムの水管理自体は県の責任になるのか。

重森：ダムの河川法上の管理責任は100%滋賀県が持っている。これはダムの水利使用規則、管理規定が国土交通省から下りてくる。土地改良区としては管理をしている滋賀県に対して〇月×日にはこれだけの水を送ってくださいという。土地改良区が持っている水利権はピークでも13t。最近、先付け計画が代行農家が増えたこと、法人化したことにより平準化されてきている。滋賀県であれば水鏡など取り入れて平準化されている。今年、土地改良区が撮ったのは水利権15tに対し10tであった。その代り構造上絞り込むということはできないので無駄水を流していることもある。

鈴木：ポンプを開いたときに水が出やすいところと出にくいところというようなことはないか。地域的にルール化されていたりはしないか。

重森：我々の管理している配水量というのはこれまでの実績をベースにして判断しているので大きく変わることは無く万弁に出ると考えている。本当は逆に我々の意向が働いて、我々から農家の方へここにはこれだけの水を送っているので皆さんで順番性を守って水を出してもらえば水は十分ありますよと言えるのだが、そこの仕組みがまだまだ総代がそこまでの権限を持っていないためうまく回らない。今後は水をどのように配分していくか、秋山先生は水番と言ってもらっているがそういうことを集落の皆様と話、出来る限りその様な人を置いてくれと頼んでいこうと考えている。

鈴木：話は変わるが、用水は用水の土地改良区があり、圃場整備には圃場整備のそれぞれの地区の土地改良区があるわけだが、賦課金に対して農家が支払っている金額などわかるか。

重森：一例だが、我々は5550円の賦課金をもらっている。組織の維持だけでもそれくらいの費用はかかる。今後、施設の老朽化などに伴い補修などをする際にその賦課金難しいかもしれないが今のところそのくらいである。

牛尾：琵琶湖保全再生法など水に関係する法律などがどんどんできているなかでそれとの関係や影響を受ける部分はあるか。

重森：現実の話としては無いとは言い切れないが、そことの共生は難しいと思う。大きな問題点は濁水を流して琵琶湖に影響を与えているということがある。のぼりについては各市町の指導を下に行っている。この地域の問題点としては2つあり、一つはダムよりも上流の山がだいぶ荒廃しているため、かなり濁っている。この濁りはダムに溜まって約1ヵ月半は取れるのにかかる。これらの影響はやはり琵琶湖にも及ぶと思う。もう一つは反復水を多用に利用している。反復水というのは排水路から中小河川に流れ落ちて、それをまたとって利用することだが、下流の地域ではひどい年では1ヵ月から1ヵ月半の間、藻が相当量ながれてきて機械などに影響を与える。これらをどのように解決していくかというのが大きな課題と考えているが、これらについては土地改良区だけでできるものではないので市町や集落にも危機感を持ってもらいやっていくしかない。

秋山：今年から新たな対応をはじめたというのは各集落に水番を置いたり、担い手さんへの呼びかけをされているのか。

重森：それをやりたい、と思っている。なかなか土地改良区だけでは地元の接点などルートを持っていないので市町さんに協力してもらって話し合っていこうと考えている。組織化に向けてやっていこうと考えている。

田中：圃場整備を担う土地改良区はこの土地にどれくらいあるのか。

阿野：30～40存在する。

田中：ということは大規模な圃場整備をするときは県とその30～40の土地改良区がそれぞれ計画を立ててやってきたということか。

重森：土地改良法上は、圃場整備事業の採択をお願いする際に土地改良区を設定するということになっている。よって土地改良区というのは一つの事業単位でできてる。我々が豊国で圃場整備をする際は数集落をまとめた圃場整備の改良区を設け、県の圃場整備計画に沿って行った。八日市市の周辺ではほとんど集落単位で圃場整備をしてきたという経緯がある。推測ではあるが恐らく今後、650haくらいの大規模区画をイメージした圃場整備計画を東近江市が計画しているようなのでその時は、旧の改良区を全て統廃合してしまい新しい650haの土地改良区を作られると思う。

田中：用水管理と圃場整備を分けた土地改良区がこの地区では長い歴史を持っているがこれは特殊な話なのか。

重森：土地改良区の制度からすれば圃場整備の改良区はどこにでもできる。7000haの圃場整備事業というものはあり得ないのでそれぞれ合意の出来た数集落単位で圃場整備計画がつくられそこで改良区が出来ていった。我々は用水であり、ましてやダムを持っているので7000haの土地改良区を作っている。事業がもともと違うので同じになることはない。

田中：永源寺ダムというものが出来たことにより7000haを管理する大規模な土地改良区が出来たということであり、もしできなければ小さな集落単位で土地改良区ができ水の管理などもやっていたということか。

重森：大規模なダムが無ければそのようになっていただろうし、もしかしたら水利組合などが行っていたかもしれない。

田中：2000haから7000haにダムができることにより供給面積が増えたわけだが、例えば畑作から米作に切り替わったというのではないか。永源寺ダム近くの青野地区はもともと畑しか作れなかった。

重森：実はこの地区には旧の開拓地というものがたくさんあり、開拓地はまた別に開畑という形で山林を切り開いて畑を作ったという経過がある。今回の広範囲の灌漑排水事業に参加されるということになると当然そこは恐らく水田になるという前提で参加されていると思うので畑作から米作になったというケースもあると思う。また、うちの地域に入らずに残っているところでそのようになったところがあるかもしれない。だから開畑というのは明治頃の事業である。

田中：畑が水田化したというのはだいたいその地区なのか。

重森：食糧増産の絡みもあって政策転換されたものと考えている。

田中：水田に関しては水が生命線のため上流の地域に挨拶に行くなど人間関係が重要であるが、畑作についてはそこまで横のつながりというのは必要が無いとためそのような気質の違いというものはあったりするのか。

重森：そのようなことがあったかもしれない。うちは大体2000箇所ほどポンプに頼ってきた土地柄のため、原則開墾開畑というのは特殊な例である。昔から天水と井戸に頼った水田耕作が行われてきたのを、当時8000haの土地を囲ってダムを作ったわけである。井戸であっても一人の井戸というものは少なく、小さくでも数人の人が水利組合をつくって運営していたので、人と人のつながりというのは全地区でそれなりにあったと思う。ただ、開墾されているところについては何となく気質を見てみると人と人のつながりが薄いような気風は見られる。

中川：愛知川沿岸と言っているが宇曽川流域も入っている。その理由はなんなのか。

重森：従来の水利権というのは宇曽川にもあるが、宇曽川の慣行水利権というのは非常に少ない。現時点でも宇曽川のダムは農業の水利権は張り付いていない。昔の慣行の保証用水利的なものだけ残っており、地域の全体は滋賀県の考え方では宇曽川の流域も含めてすべて永源寺ダムに乗かったもとで水利の計画が成り立っている。その様になった理由としては地域の一体性だと思う。

中川：宇曽川流域の水争いというのは大昔からあるがそのようなものも関係しているのか。

重森：そこまでわからない。言えることは永源寺ダムというのは大きな規模のダムであり、どこまで永源寺ダムに乗れるかという計算をされて宇曽川流域も含めて囲い込めるという前提で入ったという可能性は十分にある。

田中：水利に関係し滋賀県は郷の祭りがあることが有名である。郷の祭りは水利の上下関係を確認するような祭りだが、そのような祭りは元気になってきているのか。それとも今のようにな上流に関係なく利用できるようになり、参加しなくなって来たりしているのか。

重森：傾向として一番大きいのは、地域の繋がりなどだけではなく集落の過疎化、高齢化である。

牛尾：耕地面積が増えたことにより地域が豊かになったと思うのだが、変化が地域に与える影響というものは何か。

阿野：ある先生の言葉を借りると「土地改良は女性を自由にした。女性に多くの時間を作った。」。ダムができる前は営農することに非常に労力がいた。ダムが出来たことによりかける労力がだいぶ低減され、その分他の産業などにお勤めされたりできるようになっている。大きな家などが立っているのは農業によるものではなくやはり他産業への進出によるものだと感じる。

重森：滋賀県は意外と農業県でありながら工業県でもある。我々の生活を守ってきたのも農業というよりもサラリーによるものである。その様な実態の中で、ウェイトとしては担い手が減少していることがすべてにつながっていると思う。若い人にとってお祭りなどに関わるのが嫌だとなっている。これは仕方がないことだとも思う。昔は婚姻関係というのはほとんどあざない（字内？）であった。またなぜ字内集落が多かったというと水に苦労した地域であった。よって外の集落、例えば水の無い集落などに嫁をやるなという形で昔から婚姻関係は集落内ですましていた。しかし、現在は高学歴化であり一旦大学に出る。出ると外でその対象に人と出会う。集落外の人が集落にきて生活することは難しいため皆さん外で家族だけを守っている。

田中：認定ポンプを国営事業終了と外していくという話があったが、国営事業というのは期限付きで終わるという事業なのか。

重森：大体今は9か年である。

田中：永源寺ダムをつくるときに事業が始まって、これまで今まで色々な形で続いてきたのか。

重森：国営事業で行っていたのは昭和58年まで。改良事業は土地改良区の団体事業として細々とおこなってきた。

田中：国営事業でなくなるというのはどういうことを指すのか。

重森：農水省の事業というのはエンドレスでやっていくというものはほとんどなく、工期があって事業は何年から何年、事業費はいくら、対象工事内容などを農家の人に同意を取って、非常に大きな国費を使って行っているものであり農業関係の事業でエンドレスという考え方は無い。

田中：土地改良区というのはいろいろなレベルの団体との交流が必要で大変な団体だと感じた。その中でも一番苦労されるのは集落や自治会との交流が苦労するのか。

重森：国や県など上位機関とは一定のルール上でやっているのもので特段の問題はない。やはり地元に対してどのように答えていくというのが課題だと思う。農家の方にとっては別に県が整備しようと国が整備しようと土地改良区が整備しようと関係が無い。しかし、農家の人に制度の仕組みを説明してこちらではできないということを納得させることは非常に難しい。

田中：大規模な土地改良区であるが故に複数の市町が関わっているというのは運営上どのような影響があるか。

重森：苦労するのは、例えば近江八幡市はうちでは1%の面積しか持っておられずあとは大中湖などたくさんの改良区があり、たくさんの事業を行ってきた。そうなると近江八幡の行政からすると東近江市からとってみれば国営事業の土地改良区は一つである。しかし近江八幡市では複数あるため横並びの議論がはいってくる。よって理屈としては東近江市の言うことはわかるが近江八幡市としては市町村の負担をどうするかなどの話をする際になかなか話が付きにくい時なども当然ある。ただ、今は東近江市がかなり大きくなったので傾向としては東近江市がいいと言えば仕方がないのかなと諦めてもらえたりすることもあるかもしれない。

田中：ということは土地改良区としては話をしやすくなったのか。

重森：いろんな面があるので一概そうとは言えない。これまでは細かく小さな市町が相談にのって解決していたのが、広域になったせいで愛知川沿岸土地改良区に話を持ってこられる。今の県営の受益面積は20haであり、県営で何かするときには20haまでは仕事ができると拡充されそれは非常にありがたいことだが、市町の立場から見ると事後のお守りは愛知川沿岸に

してもらい、自分たちのエリアを下げていきたいとなっている。広域化すると個々の農家とのつながりは希薄になることもある。そのカバーを誰がするかとなると難しく、愛知川沿岸も逃げるわけにはいかないが土地改良区にもキャパがあるので非常に難しい。

⑥現地視察



写真 1 ヒアリングの様子



写真 2 愛知川水域図を説明してくださっている重森専務理事様

東円堂親水公園



写真 3 東円堂親水公園の池



写真 4 東円堂親水公園の説明看板



写真 5 災害時用の炊き出し釜



写真 6 東円堂親水公園の遊具

愛知川調整池親水公園



写真7 調整池



写真8 調査池と公園の間の草原



写真9 親水公園の水路



写真10 愛知川調整池親水公園の説明看板



写真11 愛知川調整池親水公園の様子



写真12 愛知川調整池親水公園の様子2

東円堂親水公園はヒアリングの際にも例として挙げられたように親水公園の中でも自治会や地域住民の方の協力のもと管理が行われている公園である。それでも高齢化により地区の28%が高齢者となっている。また子供の遊び方も変わってきたため利用頻度が高いかといわれると難しいところがある。池の水は揚水ポンプで引き上げており愛知川ではなく小河川である安壺（あんこ）川からの水である。基本的には水がずっと流れているが、冬場は田んぼが湿気るから止めてほしいという方もいる。もとは田で圃場整備の際に余地となりグラウンドとして残っていたところを親水公園とした。

愛知川調整池親水公園は県営事業によって造られた公園である。ダムの水を節水するために造られた調整池であり、水深はおよそ1.5～2mである。調整池の周辺を行政は公園にしたいと考えていたが地元住民は反対であった。そのため写真からもわかるように自治会などによる管理もされず、公園と住宅のフェンスには幕が張られていた。この地域は3～4つの集落と新興住宅が多い地域であることも理由に挙げられる。調整池の管理は土地改良区が行っている。調整池には藻などを駆除するために草魚が100匹ほど初期に放たれている。現在どれだけ生存しているかは不明だが、池自体にヒシなどの水草は見られなかった。